

守口市ジュニアブラスバンド後援会 会則

(名称および事務所)

第1条 本会は守口市ジュニアブラスバンド後援会と称し本会事務所を
大阪府守口市高瀬町5丁目1番31号 守口市ジュニアブラスバンドに置く

(目的)

第2条 本会は、表記ブラスバンドの発展と活動を応援、助力するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 守口市ジュニアブラスバンドの「活動」に対する支援
- (2) 団員増勢に向けた広報、勧誘活動
- (3) イベント活動の主催、後援
- (4) 会員相互の親睦、及び連絡調整

(会員)

第4条 本会は、守口市ジュニアブラスバンドを応援する意思のある個人または団体に組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事務局 若干名
- (7) 相談役 若干名
- (8) 幹事 若干名

(役員を選出と任期)

第6条 本会の役員は総会において選出し承認を受ける。役員任期は1年とし再選・兼任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、後援会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 書記は、会議などの記録を処理、集録する。
- (4) 会計は、会費の収支を明記して処理する。
- (5) 会計監査は、本会の会計及び規約の監査を担当する。
- (6) 事務局は、本会の事務を統括する。
- (7) 相談役は、本会の運営について協力する。

(会 議)

第8条 本会に次の会議を置く。

- (1)総会
- (2)役員会

(総 会)

第9条 総会は会長が招集し、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

総会は次のことを行う。

- (1)役員を選出、承認
- (2)会務及びジュニアブラスバンドの近況報告に関する事
- (3)本会の会計報告に関する事
- (4)会員の情報交換及び親睦に関する事
- (5)その他必要な事項に関する事
- (6)総会の議決は出席者の過半数でこれを決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

役員は次のことを行う。

- (1)本会の事業に関する事
- (2)その他必要な事項に関する事

(会 費)

第11条 会費は次の通りとする。

- (1)個人会員の場合は、年会費1,000円とする。
- (2)団体会員の場合は、年会費5,000円とする。
- (3)その他、支援金を収受することができる。
- (4)本会に納付した会費は原則として理由のいかんを問わず返還しない。

(経 費)

第12条 本会の経費は、年会費及び支援金をもってあてる。

第13条 本会計は、3月末決算とする。

(補則)

第14条 本会に入会する時、また退会する時は所定の入退会届を会長に提出し受理された日から会員の資格を有し、または喪失するものとする。

第15条 本会の規約に定めるものの他、必要な事項は役員会に定める。

(附 則)

この会則は 令和 5年 12月 10 日から施行する。